平成２３年（フ）第５０９号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目１番６―406号
破産者　永澤　真也
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南２丁目４番地11　野口ハイツ105、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷814番地
破産者　堀江　靖弘
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
相模原市南区麻溝台８丁目30番３号
破産者　山本　利雄
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１５８号
長野県松本市大字島内4117番地２　リヴィエール川舩102
破産者　齊藤　弘子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７号
京都府舞鶴市字余部上531番地
破産者　瀬野　雅文
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第６４００号
大阪市天王寺区東高津町６番９号　ライラック上本町801号、開始決定時の住所大阪市天王寺区筆ケ崎町５―38ロイヤルパークス桃坂301
破産者　石本由起子（旧姓小川）
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５号
香川県善通寺市稲木877―２　林野ハイツＳ102、破産開始決定時上の住所香川県仲多度郡まんのう町四條1200番地17
破産者　名賀　康友
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３６号
香川県善通寺市稲木町877―２　林野ハイツＳ102、破産開始決定時の住所香川県仲多度郡まんのう町四條1200番地17
破産者　名賀　敏子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２５３７号
福岡市城南区樋井川２丁目16番28号
破産者　押渕　啓子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２３号
福岡市城南区別府６丁目26番14号
破産者　中村　敏郎
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４７号
福岡県筑紫野市湯町２丁目３番１―504号、前住所福岡県筑紫野市湯町２丁目３番１―1407号
破産者　西　　英彰
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６３７号
福岡市早良区荒江３丁目23番８―201号
破産者　田中　宣明
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２号
福島県二本松市本町１丁目６番地44
破産者　北原　　茂
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
千葉県匝瑳市八日市場ホ1298番地62
破産者　谷口　　徹
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０７４号
神奈川県大和市西鶴間２丁目18番７―307号
破産者　遊橋　一也
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１３０号
川崎市高津区末長269番地１　リビオン梶が谷102、開始決定時の住所川崎市宮前区宮崎１丁目９番地46　シティハウス宮崎台505
破産者　長根　信康
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
新潟県長岡市田之口1256番地
破産者　多田　藤男
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係